

新型コロナウイルス感染症の農林水産業への影響等について

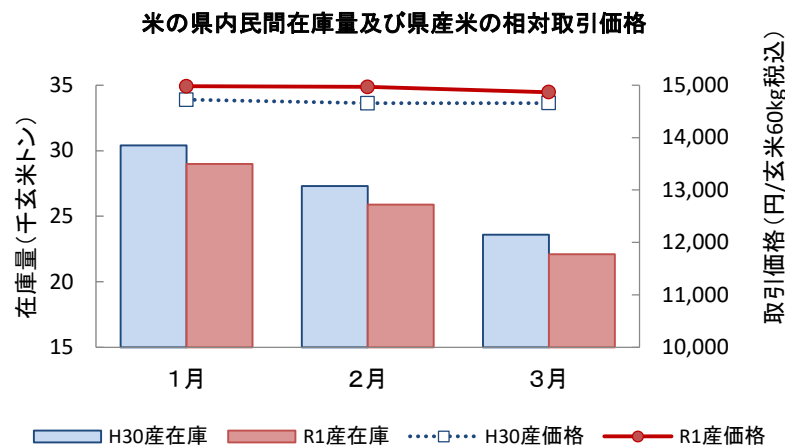
〔 令和2年5月22日
農林水産総務課 〕

1 新型コロナウイルス感染症による影響（令和2年5月19日現在）

(1) 農業

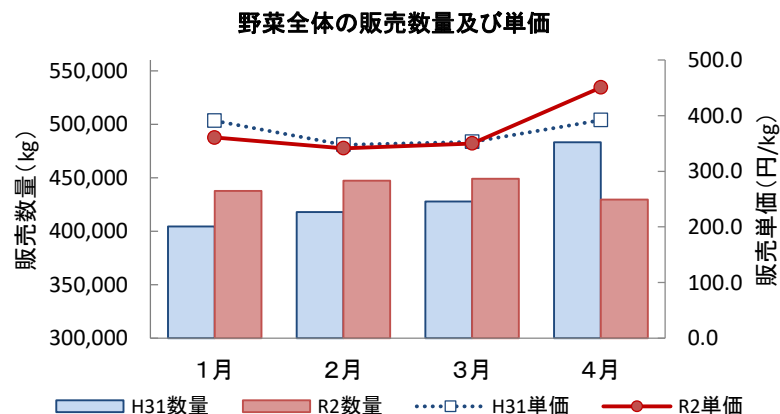
ア 米

- ・主食用米の販売状況については、業務用向けの需要が減少する一方、消費者向け（家庭用）の需要は堅調であったことなどから、民間在庫量（県内）は前年と同様に推移し、相対取引価格（県産主要3銘柄平均）も前年並みであるなど、現在のところ、影響はほとんど見られない。
- ・今年産の生産状況については、主食用米、酒米ともに、現時点、前年と同程度の面積で田植えが進んでおり、引き続き、進捗状況を確認していく。

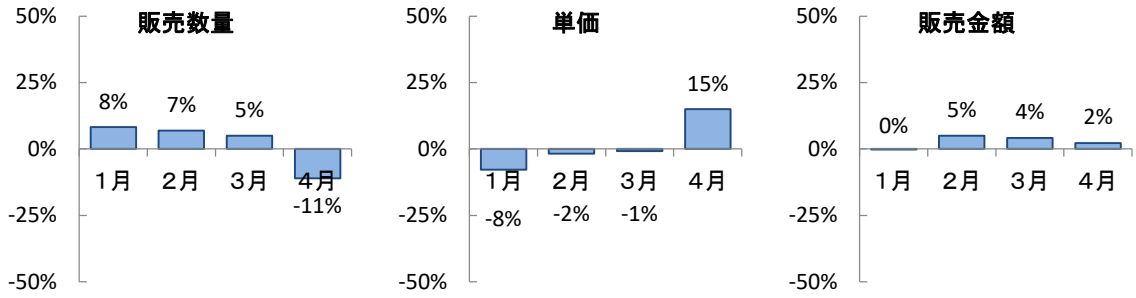


イ 野菜

- ・3月までの広島市中央卸売市場の県内産の野菜の取引状況は、販売数量は前年よりやや多く、単価は概ね前年並みであったが、4月に入り、低温の影響等で入荷量が減ったことや、消費者向けの小売りが堅調であったことから、販売単価は前年より15%高値で推移した。
- ・なお、5月の販売数量は前年と同程度となっているが、販売単価は高値で推移している。



野菜全体の前年との比較(月ごと)



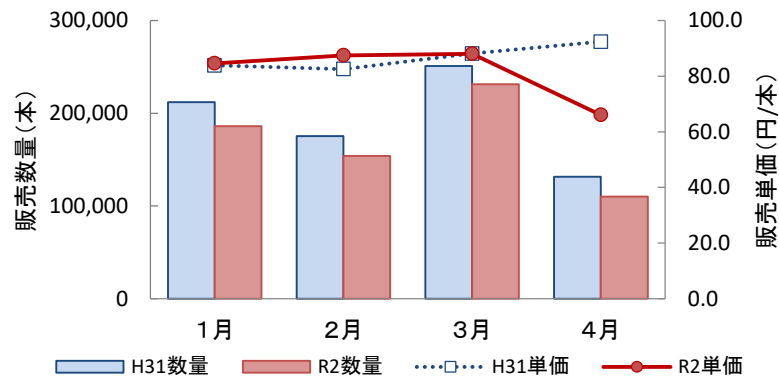
ウ 果実

- ・広島市中央卸売市場における県内産の果実の販売状況については、現在のところ、影響はほとんど見られない。
- ・一方で、高級果実の販売が不振であることから、7月以降のギフト商材であるピオーネ等のぶどうの販売に影響が懸念される。

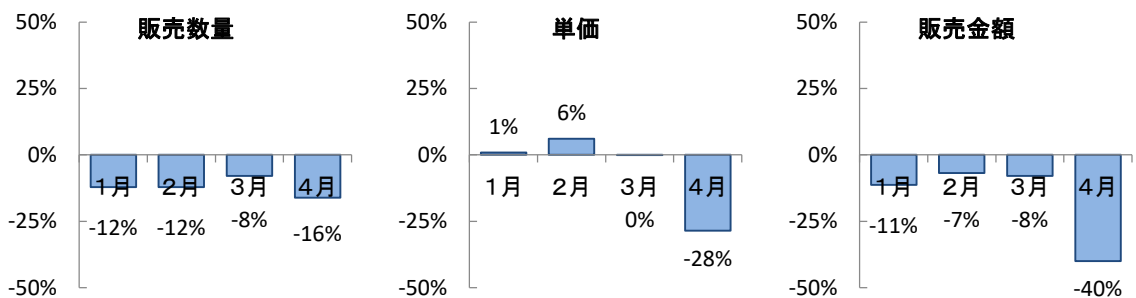
エ 花き

- ・広島市中央卸売市場における県内産の花きの販売単価については、3月までは前年並みであったが、4月に入り、需要は低迷したことにより、前年から28%低下した。
- ・5月に入り、母の日を迎え、一時的に回復したものの、その後は低下傾向にある。
- ・販売数量について、1月から3月の減少は、新型コロナウイルス感染症の影響によるものではないが、4月には、生産者が出荷量を制限したため、販売数量の減少幅が拡大している。

花き全体の販売数量及び単価



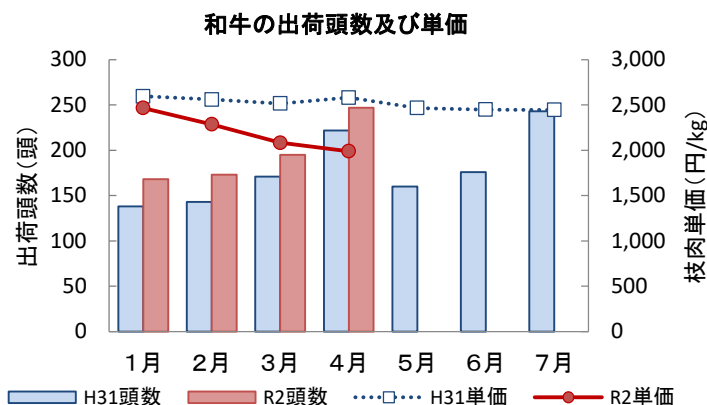
花き全体の前年との比較(月ごと)



(2) 畜産業

ア 和牛（広島市中央卸売市場食肉市場）

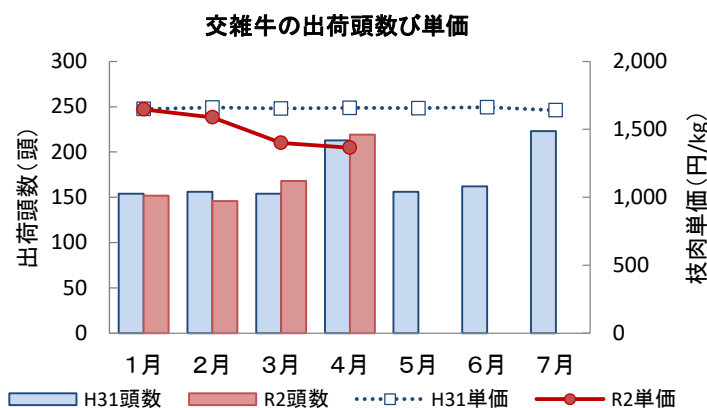
- ・和牛の飼養頭数が増加傾向にあることから、出荷頭数は前年よりも1～2割増加して推移している上、3月は外食向けの需要が減少し、枝肉単価は対前年同月比で17%低下した。
- ・4月は、外食向けの需要の減少が顕著になり、枝肉単価は対前年同月比で23%低下した。
- ・例年、夏に向けて出荷頭数が増えるため、枝肉単価低下の影響が一層懸念される。



※ 出荷頭数は全ての和牛（成牛）、枝肉単価は和牛去勢A 4

イ 交雑牛（広島市中央卸売市場食肉市場）

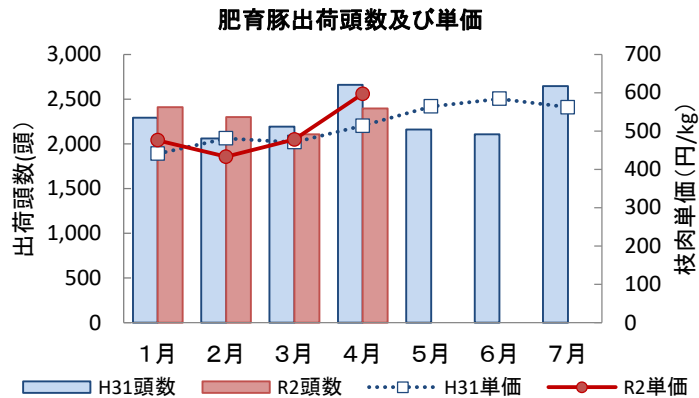
- ・交雑牛の出荷頭数は前年並みで推移しているが、和牛と同様に、3月の枝肉単価は対前年同月比で15%低下した。
- ・また、4月に入っても枝肉単価は対前年同月比で18%低下した。
- ・和牛同様、夏に向けて出荷頭数が増えるため、枝肉単価低下の影響が一層懸念される。



※ 出荷頭数は全ての交雑牛（成牛）、枝肉単価は交雑牛去勢B 3

ウ 豚（広島市中央卸売市場：県内産）

- ・月により増減はあるが、出荷頭数は前年並みで推移している。
- ・3月の枝肉単価は前年並みであったが、4月に入り量販店での好調な需要を反映し、枝肉単価は16%上昇している。



エ 鶏卵（全農ひろしま M）

- ・昨年のひな餌付け羽数の減少や生産調整、並びに量販店での需要増により、3月の取引単価は対前年同月比で18%増加している。
- ・4月に入っても量販店での好調な需要を反映し、取引単価は対前年同月比で29%増加している。

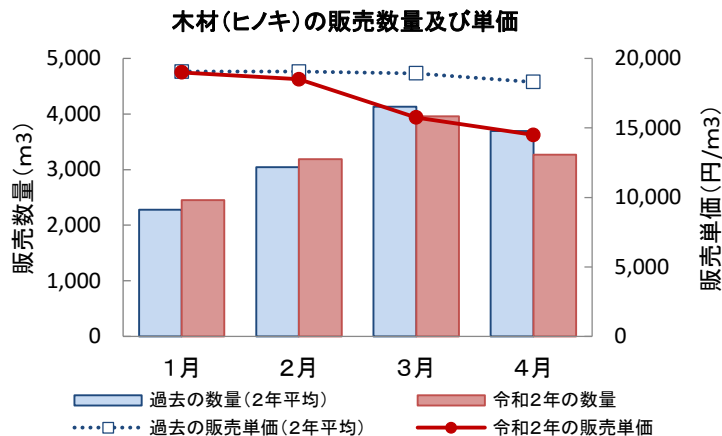
オ 牛乳

- ・3月の給食の中止に伴い、学校給食用牛乳からバター等加工向けに一部転換され、乳価が前月比で3%低下している。
- ・4月も学校給食が再度休止されたが、加工向けが減少し、休校の影響が出る前の2月並みの乳価に回復した。

(3) 林業

ア 木材（広島県森林組合連合会三次木材共販所）

- ・景気の先行き不安や営業活動の制約などから住宅着工の遅れが出始め、これにより、一部工場が減産している。
- ・このため、例年（過去2年平均）と比較して、販売数量が3月以降減少し、木材価格も2割程度低下している。

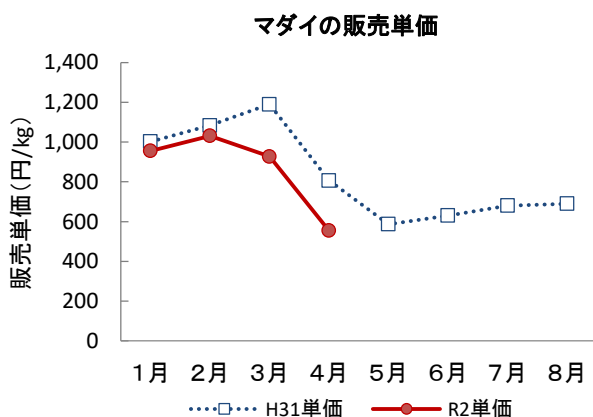


※単価はヒノキ：長さ4m、直径14～16cm

(4) 水産業

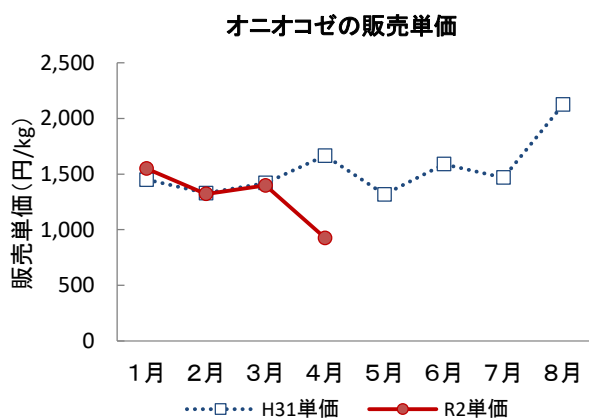
ア マダイ（広島市中央卸売市場：県内産）

- 販売単価は2月まで堅調であったが、3月以降下落傾向にあり、飲食需要の減少が顕著となった4月には、前年比で31%低下した。



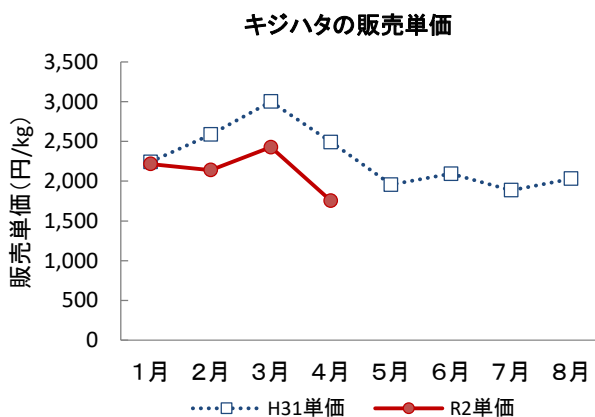
イ オニオコゼ（広島市中央卸売市場：県内産）

- 販売単価は3月まで堅調であったが、飲食需要の減少が顕著となった4月以降急落し、前年比で44%低下した。



ウ キジハタ（広島市中央卸売市場：県内産）

- 販売単価は2月から3月にかけて前年比80%前後で推移していたが、飲食需要減が顕著となった4月以降、前年比で30%低下した。



※ 漁獲量は年変動が顕著であるため割愛した。

※ 燃油単価下落の影響から出漁は減っていないため、更なる価格の下落が懸念される。

エ かき（漁業災害特別対策資金の借入状況）

- ・昨年度の融資枠（1億円）を活用し、呉市、江田島市、東広島市の15名の生産者が融資を受けている。
- ・今年度の融資に関しては、3月末時点において、62名の生産者から要望を受け、現在、市町を通じて希望額調査を実施しており、市町の予算成立後、借入手続きが開始される見込み。

2 新型コロナウイルス感染症の影響に対する対応策

対 応 策 等	
資金	<p>(影響)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に花き・牛肉・かきなどの単価が低迷しており、所得の低下により資金繰り面での不安がある。 <p>(対応策) ※別紙により生産者に周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農畜産業については、運転資金として日本政策金融公庫のセーフティネット資金やJAグループの営農支援資金の活用や、農業近代化資金等の制度資金の償還猶予措置について、市町、JAを通じて周知している。 ・水産業については、漁業近代化資金等制度資金の償還計画の変更、償還猶予について、市町、広島県信用漁業協同組合連合会を通じて、漁業者に周知している。また、新たに運転資金が必要なかき養殖業者に対しては、市町を通じて、災害特別対策資金の活用を周知している。 ・林業・木材産業については、林業者等に対して、セーフティネット資金等について、市町、広島県森林組合連合会、広島県木材組合連合会を通じて周知している。
労働力	<p>(影響)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、パート等雇用労働力の確保に一部で影響はあるが、経営上の大きな問題になっていない。外国人技能実習生については、引き続き出入国が難しい状況が継続した場合は影響が懸念される。 <p>(対応策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在は、大きな影響はないが、今後、夏場の野菜を生産する農家や大規模酪農家等について労働力不足が見込まれることから、国の補正予算の活用も含め検討している。 ・林業については、市町に対して、森林組合等の雇用を維持・確保する観点から、森林環境譲与税の効果的な活用を依頼している。
販売	<p>(影響)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品を中心としたスーパーやインターネット販売、生協の売上が伸びている。 ・ホテルや飲食店の消費は減少し、牛肉などを納入する中間業者は、キャンセルが続き、過剰在庫となっている。 <p>(対応策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売に苦慮している花きや牛肉、かきなど県内農畜水産物等について、販売促進、需要喚起を図るための、県独自の支援策をとりまとめた。 ・林業については、国による塀や柵等の建築物の外構部や公共施設等での木材利用促進の取組について、関係機関に周知している。

別紙

令和2年5月18日現在

新型コロナウイルス感染症 の影響に対する主な支援策

農林漁業共通

広島県農林水産局

目 次

農林漁業者共通

- | | |
|-----------------------------|---------|
| 1 予防対策を知りたい | ・・・ p.1 |
| 2 感染者が発生した | ・・・ p.2 |
| 3 休業要請に協力した（広島県感染拡大防止協力支援金） | ・・・ p.3 |
| 4 収入が大幅に減少した（持続化給付金） | ・・・ p.4 |
| 5 従業員の雇用を維持したい | ・・・ p.5 |

問合せ先

- | | |
|----------------|---------|
| JA問合せ先一覧 | ・・・ p.7 |
| 主な関係省庁ホームページ一覧 | ・・・ p.7 |
| 広島県問合せ先一覧 | ・・・ p.8 |

1 予防対策を知りたい

～広島県新型コロナウイルス感染症まとめサイト～

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/>

新型コロナウイルス感染症の予防策を紹介しています。

「咳エチケット」や「手洗い」などの感染症対策へのご協力をお願いします。

～事業者の皆さまへ5つのお願い～

- 1 「新しい働き方様式」を活用して、発熱者等の事業所等への入場防止や、飛沫感染、接触感染防止等、基本的な感染防止策を自主的に講じること。
- 2 屋内外を問わず、大勢の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント等の開催の自粛すること「少人数でのイベント」は [こちらのページを参照](#)。

※<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/covid19-level-change.html#a04>

- 3 不急な会議や出張を中止し、Web会議、テレワークの活用などにより、出勤者数を5割削減することを目指す。また、出勤した場合にも、座席間の距離をとることや、従業員の執務オフィスの分散などを促す。
- 4 事業所等に出勤する従業員に対しては、時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤を促す。
- 5 特定都道府県をまたいで不急の出張や他の特定都道府県からの人の往来は、感染防止の観点から厳に避けること。

～新型コロナウイルス感染症に対する安全職場対策シート～

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/new-workstyle/safe-office-sheet.html#a04>

相談窓口	広島市、呉市、福山市以外の市町 082-513-2567（広島県各保健所） 広島市 082-241-4566（広島県各保健センター） 呉市 0823-22-5858（呉市各保健所） 福山市 084-928-1350（福山市各保健所）
------	---

2 感染者が発生した

農林漁業者のみなさまに，新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応及び事業継続に関するガイドラインを紹介しています。

[詳細はこちら>>>](#)

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html

問 合 せ 先 (ダイヤルイン)	農林水産省大臣官房地方課災害総合対策室	03-6744-2142
	農業者の方	
	農林水産省生産局技術普及課	03-3593-6497
	畜産事業者の方	
	農林水産省生産局畜産企画課	03-3502-5979
	林業経営体の方	
	林野庁林政部経営課	03-6744-2286
漁業者の皆様へ		
水産庁資源管理部管理調整課	03-6744-2393	

3 休業要請に協力した（広島県感染拡大防止協力支援金）

緊急事態措置期間中に休業等の要請に全面的に協力をいただいた中小企業者等に対し、支援金を支給します。（中小企業者等には、個人事業主を含みます。）

【支給額・条件など】

雇用者のいる 中小企業者	要請等に協力し休業いただいた施設（食事提供施設を含む）	30万円 （複数施設を全て休業した場合 50万円）
	食事提供施設で営業時間を短縮いただいた施設	10万円 （複数施設を全てで営業時間を 短縮した場合 15万円）
雇用者がいない 事業主	要請等に協力し休業いただいた施設（食事提供施設を含む）	20万円
	食事提供施設で営業時間を短縮いただいた施設	10万円

- 全面的な協力
緊急事態措置の全期間（4月22日～5月6日）、要請等に応じた休業や食事提供施設における営業時間の短縮を実施すること。
- 雇用の維持（雇用者がいる事業者）
国の雇用調整助成金を利用するなど、雇用の維持に最大限努力すること
- 申込期間は6月1日まで。

様式や詳しい内容については県ホームページをご覧ください。

【広島県感染拡大防止協力支援金について】

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/covid19-support.html>

支援制度名	広島県感染拡大防止協力支援金
問合せ先	広島県協力金支援センター 082-513-2828

4 収入が大幅に減少した（持続化給付金）

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる事業全般に広く使える給付金を支給します。申請期限は令和3年1月15日まで。

【給付対象者】

- ・中堅企業、中小企業、個人事業者 ※個人農家の方も対象
- ・医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人
※農協、漁協、森林組合も対象です。

【給付要件】

- ・2019年以前から事業収入（売上）があり、今後も事業継続をする意思があること
- ・2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月（以下「対象月」という。）があること。

（白色申告の場合は、2019年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較）

【給付額】

下記の算出方法により法人は200万円以内、個人は100万円以内を支給（対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入）
－（対象月の月間事業収入×12カ月）

【ホームページ】

持続化給付金特設ページ

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>

支援制度名	持続化給付金（経済産業省（中小企業庁）事業）
問合せ先	中小企業金融給付金相談窓口 0570-783-183 ※次の機関も申請の相談に対応しています。 <ul style="list-style-type: none">・お近くのJA（8ページをご覧ください）・広島県森林組合連合会082-228-5111・（一社）広島県木材組合連合会082-253-1433・広島県漁業協同組合連合会082-278-5588

5 従業員の雇用を維持したい（雇用調整助成金）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、雇用調整助成金の特例措置が実施されています。

【支援概要】

景気変動などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当の一部を助成します。申請期限は9月30日まで。

（令和2年1月24日から令和2年7月23日の休業等に適用します。）

【主な特例措置】

- ・休業等計画届の事後提出が可能に
- ・生産指標の確認対象期間を3カ月から1カ月に短縮
- ・緊急対応期間（令和2年4月1日から令和2年6月30日）の休業等については、週20時間未満の雇用保険被保険者でない労働者（パート、アルバイト）も休業の対象 など

【支援対象】

緊急対応期間の休業に適用される助成率

- ・休業手当に対する助成 4/5（中小企業）
- ・解雇等を行わない場合に助成率の上乗せ 9/10（中小企業）
- ・さらに、県の休業要請による休業等を行い、休業手当を支払うなど一定の要件により休業手当の100%を助成する特例があります。

※1日当たり助成額上限額8,330円

【その他】

雇用保険等に未加入の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要となります。証明書の申請は9月16日まで。

支援制度名	雇用調整助成金の特例措置（厚生労働省事業）
問合せ先	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999 中国四国農政局経営・事業支援部経営支援課 086-224-4511（代表）

6 従業員の雇用を維持したい（小学校休業等対応助成金など）

小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、有給の休暇（年次有給休暇を除く。）を取得させた事業主や、委託を受けて個人で仕事をする方等に対して助成を行います。

【制度名】

小学校休業等対応助成金

【支援概要】

令和2年2月27日から6月30日の間に、小学校等の臨時休業により子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し有給の休暇を取得させた事業主に対し助成を行います。

【給付額】

休暇中に支払った賃金相当額×10/10
※1日当たり助成上限額8,330円

【制度名】

小学校休業等対応支援金

【支援概要】

令和2年2月27日から6月30日の間に、小学校等の臨時休業に伴い、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します。

【給付額】

就業できなかった日について、1日当たり4,100円（定額）

【その他】

- ・申請期間は令和2年6月30日までです。
- ・雇用保険等に未加入の場合、厚生労働省への申請に先立ち、「農業等個人事業所に係る証明書」が必要となります。

支援制度名	小学校休業等対応助成金，小学校休業等対応支援金 （厚生労働省事業）
問合せ先	学校等休業助成金・支援金コールセンター 0120-60-3999 中国四国農政局経営・事業支援部経営支援課 086-224-4511（代表）

JA問合せ先一覧

組織名	電話番号	関連支援策
JA		
JA広島市	082-831-5500	4
JA佐伯中央	0829-39-3232	4
JA安芸	082-822-0076	4
JA呉	0823-25-1200	4
JA広島中央	082-422-2166	4
JA芸南	0846-45-1240	4
JA広島ゆたか	0823-66-2011	4
JA尾道市	0848-23-3322	4
JA三原	0848-63-3434	4
JA福山市	084-924-2211	4
JA広島北部	0826-42-1111	4
JA三次	0824-63-9913	4
JA庄原	0824-72-4271	4

主な関係省庁ホームページ一覧

農林水産省

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/index.html

厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

経済産業省

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

国税庁

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/index.htm>

広島県問合せ先一覧

組織名	電話番号	関連支援策
広島県		
農林水産局農林水産総務課	082-513-3522	

令和2年5月18日現在

新型コロナウイルス感染症 の影響に対する主な支援策

農畜産業に携わる皆さまへ

広島県農林水産局

目 次

融資関係

- 1 資金繰りに支障を来たしている又は来たす恐れがあるため、
当面の運転資金を借りたい。 . . . p.1
- 2 新たな栽培作物に切替えるため、運転資金や農業用施設・
機械導入資金を借りたい。 . . . p.2
- 3 資金繰りに支障を来たしている又は来たす恐れがあるため、
既往債務の借換え資金を借りたい。 . . . p.3
- 4 資金繰りに支障を来たしている又は来たす恐れがあるため、
既往債務の償還を猶予してもらいたい。 . . . p.4

畜産関係

- 5 牛マルキンの特例措置（生産者負担金の納付猶予）を受けたい。
. . . p.6

問合せ先

- 広島県問合せ先一覧 . . . p.7

別冊「農林漁業共通」にも支援策を掲載しています。

農林漁業共通

- 1 予防対策を知りたい . . . p.1
- 2 感染者が発生した . . . p.2
- 3 休業要請に協力した（広島県感染拡大防止協力支援金） . . . p.3
- 4 収入が大幅に減少した（持続化給付金） . . . p.4
- 5 従業員の雇用を維持したい . . . p.5

問合せ先

- JA問合せ先一覧 . . . p.7
- 主な関係省庁ホームページ一覧 . . . p.7
- 広島県問合せ先一覧 . . . p.8

1 資金繰りに支障を来たしている又は来たす恐れがあるため、当面の運転資金を借りたい。

新型コロナウイルスの影響により資金繰りに支障を来たしている、又は来たす恐れがある場合に、当面の運転資金の調達として利用できる主な資金は次のとおりです。

各資金の詳細は、それぞれの融資機関にご相談ください。

【事業概要】

使途	資金名	対象者	①貸付限度額 ②貸付利率	償還期限 (うち据置)	融資機関
運転資金	農林漁業セーフティネット資金	感染症により資金繰りに著しい支障を来している又は来す恐れのある農業者等	①1,200万円 年間経営費の12/12 ②5年目まで 無利子 6年目から 0.16%	10年 (3年)	公庫
	J A営農支援資金 (愛称：営農たすかるくん)	感染症の拡大により影響を受けている農業者等	①個人 1,000万円 法人 2,000万円 ②各J A所定の利率	5年 (2年)	J A

【留意事項】

*利率は令和2年5月18日現在のもので、毎月変動します。詳しくは融資機関に確認してください。

問 合 せ 先

(株) 日本政策金融公庫広島支店, J A

2 新たな栽培作物に切替えるため、運転資金や農業用施設・機械導入資金を借りたい。

新型コロナウイルスの影響により、現在の栽培作物では経営が厳しい場合に、今の作目から新たな作目に切替えたり、今の作物の栽培面積を拡大するための運転資金の調達や農業用施設・機械導入に利用できる主な資金は次のとおりです。

各資金の詳細は、それぞれの融資機関にご相談ください。

【事業概要】

使途	資金名	対象者	①貸付限度額 ②貸付利率	償還期限 (うち据置)	融資機関
機械・施設等	農業経営基盤強化資金 (通称スーパーL資金)	認定農業者	①個人 3億円 法人 10億円 ②5年目まで 無利子 6年目から 0.16 ~0.20%	25年 (10年)	公庫
	農業近代化資金	農業を営む 個人・法人	①個人 1,800万円 法人 2億円 ②5年目まで 無利子 6年目から 0.16% ~0.20%	7~17年 (2~7年)	JA 銀行 信金

【留意事項】

- * 利率は令和2年5月18日現在のもので、毎月変動します。詳しくは融資機関に確認してください。
- * 当面の運転資金の調達については、別の資金を利用してください。

融資制度 利子補給制度	(資金) 農業近代化資金 (利子補給) 広島県農業制度資金
問合せ先	(株) 日本政策金融公庫広島支店, JA・銀行・信金 広島県農林水産局就農支援課

3 資金繰りに支障を来たしている又は来たす恐れがあるため、既往債務の借換え資金を借りたい。

新型コロナウイルスの影響により資金繰りに支障を来たしている又は来たす恐れがある場合に、農地の取得・生産資材の調達のために生じた負債の整理又は農業制度資金・土地改良事業負担金等の既往債務の借換えに利用できる主な資金は次のとおりです。

資金の詳細は、融資機関にご相談ください。

【事業概要】

使途	資金名	対象者	①貸付限度額 ②貸付利率	償還期限 (うち据置)	融資機関
借換	経営体育成強化資金	感染症により資金繰りに著しい支障を来している又は来す恐れのある農業者等	①再建整備 個人 1,000万円 法人 4,000万円 償還円滑化 経営改善計画期間中 (5年間)の償還合計相当額 ②5年目まで 無利子 6年目から 0.20%	25年 (3年)	公庫

【留意事項】

*利率は令和2年5月18日現在のもので、毎月変動します。詳しくは融資機関に確認してください。

問合せ先	(株)日本政策金融公庫広島支店 広島県農林水産局就農支援課
------	----------------------------------

4 資金繰りに支障を来たしている又は来たす恐れがあるため、既往債務の償還を猶予してもらいたい。

新型コロナウイルスの影響により資金繰りに支障を来たしている又は来たす恐れがある場合に、償還猶予ができる主な制度資金は次のとおりです。
償還猶予の詳細は、制度資金を貸付けた融資機関にご相談ください。

【事業概要】

対象資金：農業近代化資金

対象期間：県が利子補給承諾した日から1年以内に到来する約定償還金

償還猶予後の償還方法

○ 償還方式 元金均等（当初の利子補給承諾のとおり）

○ 猶予方法

猶予①：償還猶予した期間分、償還期限を延伸する。

猶予②：償還期限を延伸せず、猶予後の毎回の償還に平準化して上乗せする。

《残高4,800千円・4年償還の貸付を、R2年度に償還猶予する場合の例》

	R2	R3	R4	R5	R6	合計
現 行	1,200千円	1,200千円	1,200千円	1,200千円		4,800千円
猶予①	猶予措置	1,200千円	1,200千円	1,200千円	1,200千円	4,800千円
猶予②	猶予措置	1,600千円	1,600千円	1,600千円		4,800千円

【留意事項】

* 約定償還期限が15年の貸付事案の猶予方法は、猶予②のみです。

* 令和2年度が償還15年目の貸付事案は、償還猶予できません。

* 償還元金を猶予するもので、支払利息及び保証料は対象となりません。

* 償還猶予に伴い当年度及び償還期限までの支払利息は増額し、追加の保証料が発生します。

融 資 制 度 利子補給制度	(資金) 農業近代化資金 (利子補給) 広島県農業制度資金
問 合 せ 先	(株) 日本政策金融公庫広島支店, JA・銀行・信金等 広島県農林水産局就農支援課

農業制度資金相談窓口一覧

融資機関・組織名		住 所	電話番号
JA			
JA広島市	JA広島市 ローンセンター	〒731-0113 広島市安佐南区西原8-38-24	0120-850-114
JA佐伯中央	融資課	〒738-0034 廿日市市宮内4473-1	0829-39-3213
JA安芸	融資審査健全課	〒736-0046 安芸郡海田町窪町8-8	082-822-6212
JA呉	融資課	〒737-0811 呉市西中央一丁目2-25	0823-24-3132
JA広島中央	金融管理課	〒739-0015 東広島市西条栄町10-35	082-423-5945
JA芸南	信用課	〒739-2402 東広島市安芸津町三津4258-1	0846-45-1243
JA広島ゆたか	金融課	〒734-0301 呉市豊町大長5915-8	0823-66-3710
JA尾道市	融資運用課	〒722-0014 尾道市新浜一丁目10-31	0848-23-3323
JA三原	融資課	〒723-0052 三原市皆実四丁目7-28	0848-63-3436
JA福山市	融資課	〒720-0803 福山市花園町二丁目7-1	084-924-2372
JA広島北部	融資課	〒731-0521 安芸高田市吉田町常友1210	0826-42-0644
JA三次	融資課	〒728-8503 三次市十日市東三丁目1-1	0824-63-9924
JA庄原	融資課	〒727-0013 庄原市西本町二丁目14-1	0824-72-0382
日本政策金融公庫			
(株)日本政策金融公庫 広島支店		〒730-0031 広島市中区紙屋町1-2-22 広島トランヴェールビルディング6階	082-249-9152
銀行			
(株)広島銀行	法人企画部	〒730-0031 広島市中区紙屋町1-3-8	082-504-3810
(株)もみじ銀行	営業統括部	〒730-8678 広島市中区胡町1-24	082-241-3022
呉信用金庫	営業統括本部 地域貢献部	〒737-8686 呉市本通2-2-15	0823-24-1195
しまなみ信用 金庫	融資一部	〒723-0017 三原市港町1-8-1	0848-62-7114
広島県			
就農支援課	農業金融グループ	〒730-8511 広島市中区基町10-52本館4階	082-513-3554

5 牛マルキンの生産者負担金の納付猶予を受けたい。

肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）の登録生産者の方は、この特例措置の対象となります。

【事業概要】

事業名	支援内容	必要書類等
肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）	生産者負担金の納付猶予	申込終了 （登録生産者の方へは、送付済み。）

【留意事項】

*生産者負担金の納付猶予の対象

令和2年4月末日から9月末日までに負担金の納付期限が到来する牛
*該当牛の販売時に交付金の発動があった場合、国費分に相当するおおよそ4分の3に相当する額が交付されます。

*この納付猶予は、生産者負担金の実質免除です。

*生産者積立金が枯渇しても、国費分は交付されます。順次

補助事業制度	肉用牛肥育経営安定交付金制度
問合せ先	（一社）広島県畜産協会（電話：082-244-4768）

関係機関問合せ窓口一覧

組織名	電話番号	関連支援策
農林水産省		
農林水産省中国四国農政局	086-224-4511（代表）	
広島県		
農林水産局農林水産総務課	082-513-3522	
// 就農支援課	082-513-3531	1, 2, 3, 4
// 畜産課	082-513-3598	5

融資機関の問合せ窓口は5ページをご覧ください。

令和2年5月18日現在

新型コロナウイルス感染症 の影響に対する主な支援策

林業に携わる皆さまへ

広島県農林水産局

目 次

林業関係

- 1 林業経営の維持安定を図るために低利な運転資金などを借りたい。・・・ p.1
- 2 資金を借りる際に保証機関の保証を受けたい。・・・ p.2
- 3 資金繰りに支障を来たしている又は来たす恐れがあるため、既往債務の借換え資金を借りたい。・・・ p.3

問合せ先

- 広島県問合せ先一覧 ・・・ p.4

別冊「農林漁業共通」にも支援策を掲載しています。

農林漁業共通

- 1 予防対策を知りたい ・・・ p.1
- 2 感染者が発生した ・・・ p.2
- 3 休業要請に協力した（広島県感染拡大防止協力支援金） ・・・ p.3
- 4 収入が大幅に減少した（持続化給付金） ・・・ p.4
- 5 従業員の雇用を維持したい ・・・ p.5

問合せ先

- JA問合せ先一覧 ・・・ p.7
- 主な関係省庁ホームページ一覧 ・・・ p.7
- 広島県問合せ先一覧 ・・・ p.8

1 林業経営の維持安定を図るために低利な運転資金などを借りたい。

新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障を来している又は来すおそれのある方に資金の融資と利子の助成をします。

【事業概要】

○ 融資制度

資金名	資金の使い道	融資限度額	返済期間 (うち据置期間)	利率
農林漁業セーフティネット資金(災害)	林業経営の維持安定に必要な長期運転資金	【一般】 1,200万円以内 【特認】 年間経営費等の 12/12以内	10年以内 (3年以内)	0.16~ 0.17%
農林漁業施設資金	農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設等の改良、造成、復旧又は取得	貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額	20年以内 (3年以内)	0.16~ 0.20%

※ 利率は金利情勢により変動します。

※ セーフティネット資金については、融資限度額の引き上げと、実質無担保・無保証人化の特例措置が講じられています。

○ 利子助成事業

上記の資金の借り入れに対して最大2%(最長10年間)の利子助成が受けられます。

【留意事項】

*上記の融資は、林業者または、木材産業を併せ営む林業者が対象です。
木材産業のみの方の融資は日本政策金融公庫にお問い合わせください。

融資制度 利子助成事業	(資金) 日本政策金融公庫資金 (利子助成) 林業施設整備等利子助成事業
問合せ先	(資金) (株)日本政策金融公庫広島支店(電話082-249-9152) (利子助成) 広島県木材協同組合連合会(電話082-253-1433) 広島県農林水産局林業課

2 資金を借りる際に保証機関の保証を受けたい。

新型コロナウイルス感染症による被害が見込まれ事業継続に支障をきたしている方が、金融機関から事業資金を借り入れる際に、債務を保証します。

【事業概要】

○ 債務保証

制度名	資金の使い道	保証限度額	保証期間 (うち据置期間)	利率
林業・木材産業災害復旧対策保証	新型コロナウイルス感染症による影響に対応するために必要な新たな資金	8,000万円	運転資金 5年以内 特認7年以内 設備資金 15年以内 (返済据置期間2年以内)	各金融機関 所定の利率

○ 保証料の特例

最大5年間の保証料が免除となります。

【留意事項】

*保証を受けるためには、農林漁業信用基金への出資が必要です。

保証制度	林業・木材産業災害復旧対策保証
問合せ先	(資金) 各金融機関 (信用保証) (独) 農林漁業信用基金(電話03-3294-5585) 広島県農林水産局林業課

3 資金繰りに支障を来たしている又は来たす恐れがあるため、既往債務の借換え資金を借りたい。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた林業者が、償還負担の軽減を目的として既往債務を借り換える場合に、借換え資金に係る債務保証及び利子助成をします。

【事業概要】

○ 債務保証

制度名	資金の使い道	保証限度額	貸付期間 (うち据置期間)	利率
—	償還負担の軽減を目的とした既往債務の借換え資金	3億円または借換えに必要な資金のいずれか低い額	各金融機関所定の期間	各金融機関所定の利率

○ 利子助成事業

上記の資金の借り入れに対して最大2%(最長5年間)の利子助成が受けられます。

【留意事項】

- *保証を受けるためには、農林漁業信用基金への出資が必要です。
- *債務保証と利子助成事業の両方を利用することが必要です。

利子助成事業	林業施設整備等利子助成事業
問合せ先	(資金) 各金融機関 (信用保証) (独) 農林漁業信用基金(電話03-3294-5585) (利子助成) 広島県木材協同組合連合会(電話082-253-1433) 広島県農林水産局林業課

広島県問合せ先一覧

組織名	電話番号	関連支援策
本庁		
農林水産局 農林水産総務課	082-513-3522	
// 林業課	082-513-3688	1, 2, 3

令和2年5月18日現在

新型コロナウイルス感染症 の影響に対する主な支援策

漁業に携わる皆さまへ

広島県農林水産局

目 次

水産関係

- 1 共済積立金（積立ぶらす）の仮払いや支払い猶予を受けたい。・・・ p.1
- 2 資金繰りに支障を来たしている又は来たす恐れがあるため、
既往債務の償還を猶予してもらいたい。・・・ p.2
- 3 漁業経営の維持安定を図るため低利な運転資金などを借りたい。
・・・ p.3

問合せ先

- 広島県問合せ先一覧 ・・・ p.4

別冊「農林漁業共通」にも支援策を掲載しています。

農林漁業共通

- 1 予防対策を知りたい ・・・ p.1
- 2 感染者が発生した ・・・ p.2
- 3 休業要請に協力した（広島県感染拡大防止協力支援金） ・・・ p.3
- 4 収入が大幅に減少した（持続化給付金） ・・・ p.4
- 5 従業員の雇用を維持したい ・・・ p.5

問合せ先

- JA問合せ先一覧 ・・・ p.7
- 主な関係省庁ホームページ一覧 ・・・ p.7
- 広島県問合せ先一覧 ・・・ p.8

1 共済積立金（積立ぷらす）の仮払いや支払い猶予を受けたい。

広島県漁業共済組合の共済事業（積立ぷらす）に加入されている方は、積立金の仮払いや積立金の積立猶予が可能です。

【事業概要】

○積立金の仮払い

内容	対象者
新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた漁業者を対象に、契約を維持したまま、漁業者の積立金を、契約期間中に仮払います。	新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、令和2年1月以降に収入が過去の収入と比べて、20%以上減収した月が1ヶ月でもある方

【留意事項】

*令和2年1月以降の収入が20%以上減少したことを示す所属団体（漁協等）の長の証明書が必要です。

○積立金の積立猶予

内容	対象者
自己積立金の支払期限を新型コロナウイルス感染症の影響が収束するまで猶予します。 （契約期間の終了月まで支払い猶予が可能）	新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて減収となった方 ①新規契約の場合 基準収入が1.6億円以下の契約の方 ②継続契約の場合 前年度契約の積立額までの契約の方

対象制度	漁業共済（積立ぷらす）
問合せ先	広島県漁業共済組合（電話 082-544-3388）

2 資金繰りに支障を来たしている又は来たす恐れがあるため、既往債務の償還を猶予してもらいたい。

新型コロナウイルス感染症の影響をうけた漁業者に対し、すでに借り入れている資金の返済の負担を軽減します。

対象となる資金は、次のとおりです。

【事業概要】

対象資金	償還猶予の内容	対象者
漁業近代化資金	政令に定める期限内で償還計画の変更ができます。	—
かき養殖経営安定緊急対策資金	最長1年償還猶予ができます。	新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に影響が生じていることを金融機関が確認できた漁業者

対象融資制度	漁業近代化資金，かき養殖経営安定緊急対策資金
問合せ先	広島県農林水産局水産課，市町

3 漁業経営の維持安定を図るため低利な運転資金などを借りたい

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者に対し、経営維持のための運転資金や施設整備等のために利用できる主な資金は次のとおりです。

各資金の詳細は、それぞれの融資機関にご相談ください。

用途	資金名	対象者	①貸付限度額 ②貸付利率	償還期限 (うち据置)	融資機関
運転資金	※1農林漁業セーフティネット資金	新型コロナウイルス感染症の影響により経営に影響が生じる漁業者等	①一般：1,200万円 特認：年間経費等の12/12 ②5年間無利子 (上限1,000万円) 6年目以降0.16%	10年 (3年)	日本政策金融公庫 広島支店
	※2漁業災害特別対策資金	かき養殖業者	①個人200万円 法人1,000万円 ②7年間無利子	7年 (1年)	広島県信用漁業協同組合連合会
施設整備等	※1漁業経営改善支援資金	新型コロナウイルス感染症の影響により経営に影響が生じる漁業者等	①用途により異なる ②5年間無利子 (上限：運転 1,000万円 施設 5,000万円) 6年目以降、有利子	15年等 (3年)	日本政策金融公庫 広島支店
	※1農林漁業施設資金		①用途により異なる ②5年間無利子 (上限5,000万円) 6年目以降、有利子	15年 (3年)	
施設整備等	漁業近代化資金	新型コロナウイルス感染症の影響により経営に影響が生じていることを信漁連が確認できた者	①個人9,000万円 法人3億6,000万円 ②5年間無利子 6年目以降0.20%	用途により異なる	広島県信用漁業協同組合連合会

※1 日本政策金融公庫の資金については、各資金により融資条件等が異なるため、事前に照会してください。

※2 貸付を希望される方は、市町長の認定を受ける必要があります。

【留意事項】

*利率は令和2年5月18日現在のもので、毎月変動します。詳しくは金融機関に照会してください。

融資制度	漁業近代化資金，漁業振興資金， 日本政策金融公庫資金
問合せ先	(株)日本政策金融公庫広島支店(電話082-249-9152) 広島県信用漁業協同組合連合会(電話082-247-2301)

広島県問合せ先一覧

組織名	電話番号	関連支援策
本庁		
農林水産局 農林水産総務課	082-513-3522	
// 水産課	082-513-3610	1, 2, 3